

公 告

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 1 項の規定による変更の届出があったので、同条第 3 項において準用する同法第 5 条第 3 項の規定により、次のとおり公告するとともに当該届出に係る書類を、この公告の日から 4 月間静岡市経済局商工部商業労政課、葵区地域総務課及び駿河区地域総務課において縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、大規模小売店舗立地法第 8 条第 2 項の規定に基づき、この公告の日から 4 月以内に静岡市に意見書を提出することにより、これを述べることができる。

令和 2 年 6 月 11 日

静岡市長 田 辺 信 宏

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 マックスバリュ清水八坂店
所在地 静岡市清水区八坂南1301番1 外7筆

2 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の住所

	名称	代表者の氏名	住所
変更前	マックスバリュ 東海株式会社	代表取締役 神尾 啓治	静岡県駿東郡長泉町下長窪 303-1
変更後	マックスバリュ 東海株式会社	代表取締役 神尾 啓治	静岡県浜松市東区篠ヶ瀬町 1295 番 1

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前

	名称	代表者の氏名	住所	主として販売する物品の種類	備考
①	マックスバリュ東海株式会社	代表取締役 神尾 啓治	静岡県駿東郡長泉町 下長窪 303-1	食料品・日用品	
②	株式会社 高清舎	代表取締役 高橋 和成	静岡市富士市松岡 1257 番地	日用品	退店

変更後

	名称	代表者の氏名	住所	主として販売する物品の種類	備考
①	マックスバリュ東海株式会社	代表取締役 神尾 啓治	静岡県浜松市東区篠ヶ瀬町 1295 番 1	食料品・日用品	住所変更

3 変更の年月日

- (1) 令和元年 11 月 1 日
- (2) ①令和元年 11 月 1 日
- (2) ②平成 29 年 3 月 31 日

4 届出年月日

令和 2 年 6 月 3 日